

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市においては、誰もが地域の中であたりまえの生活を送れる社会をめざす「ノーマライゼーション」と、一人の人間として人間性の回復をめざす「リハビリテーション」の理念に基づき、「完全参加と平等」、「権利擁護（アドボカシー）」、「バリアフリー」の達成に向けて、障がい者施策に取り組んできました。

障がいのある人の社会参加と自立を考えると、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現できるような生活をめざし、それを推進し、援助することが必要です。

また、障がいのある人の生活については、日常生活における質的向上や、一人の市民として自立や社会参加への意識が強まっているなかで、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。

そのためには、障がいのある人に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいを持って暮らしていける地域社会の構築をめざすことが必要です。

誰もが住みなれた地域や家庭でともに生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障がいのある人の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権をめざすという「リハビリテーション」の理念、さらに障がいの有無に関係なくすべての人が、社会の構成員として包み支えられるという「ソーシャルインクルージョン」の理念をふまえ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざしていきます。

(1) ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、「社会的な不利を負う人々が社会で特別な扱いを受けることなく、他の人々と共に社会生活を営んでいけることこそノーマル（正常）」という考え方です。つまり、障がいのある人を始め、誰もが地域のなかであたりまえの暮らしができる社会をめざそうという理念です。

(2) リハビリテーション

リハビリテーションとは、医学的なリハビリテーションにとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージ（人生の各段階）において、全人間的な復権（何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限まで引き出すこと）をめざそうという理念です。

(3) ソーシャルインクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念です。

(4) 共生社会

共生社会とは、「国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う」社会という考え方であり、住み慣れた地域で共に支え合いながらいきいきと安心して暮らしつづけられる社会をめざそうという理念です。

そして、障がいのある人も社会の対等な構成員として人格を尊重され、自らの選択と決定のもとに社会活動に参加するとともに、社会の一員としての責任を分担することが必要とされています。

2 基本目標

障がいのある人もない人も、自らの生活を主体的に選択し、住み慣れた家庭や地域の中でいきいきと安心して暮らしつづけられる思いやりと笑顔あふれるまちをめざし、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「ソーシャルインクルージョン」、「共生社会」を基本理念とし、地域の特色を生かしながら、誰もが互いに尊重し合い、支え合い、助け合うことのできる福祉文化を培い、市民の意識をはぐくみ、ともに学び、ともに働くことができるまちづくりを進めるため、

『障がい者が安心して自立・共生できるまちづくり』

を基本目標とします。

3 基本的な視点

本計画では、施策の取り組む基本的な視点を次のように設定します。

(1) 社会のバリアフリー化

「人にやさしいまちづくり」を基本に、障がいのある人もない人も自由に行動し、安心して生活できるよう、情報、心理、意識なども含めた社会的環境と住宅、道路、建物などの物的環境の両面から生活環境のバリアフリー化を推進します。

また、生活環境の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人が利用しやすいまちづくりの推進に努めます。

(2) 自己実現の支援

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的にサービスを利用し自立した生活が送れるように、多様な障がい特性に応じた適切な施策を推進するとともに、サービスに関する情報提供や相談体制などを充実し、障がいのある人の自己実現を支援します。

(3) ライフステージに対応した施策の推進

ライフステージによって異なる生活形態や生活環境による課題の把握に努め、地域での自立した生活を支援することを基本に、障がいのある人一人ひとりのニーズに対応して、人生の各段階に応じて総合的かつ適切な支援を推進します。

(4) 多様化するニーズへの対応

障がいのある人の高齢化、障がいの重度・重複化、障がいの種類や程度によって異なるさまざまな生活課題やニーズに対応するため、保健・医療・福祉にとどまらず、幅広い分野にわたる多くの関係機関や団体などとの連携により、一人ひとりに適した個別的な支援を推進します。

(5) 社会全体での支援

障がいのある人を始め、高齢者も児童も住み慣れた地域で、ともに安心して楽しく生活できる社会をめざして、住民、ボランティア、NPO法人、市民活動団体、社会福祉法人、企業、そして行政などが一丸となって、当事者の参画を図りつつ、連携と協働のもとに、障がいのある人の支援を推進します。

4 重点課題

本計画は、次の4つを重点課題として取り上げ、積極的に施策を推進していきます。

(1) 施設入所から地域移行

今までの入所施設や病院などにおける集団生活から、障がいのある人個々の状態やニーズにあった支援を充実させ、障がいのある人やその家族の希望に基づき、自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を促進します。そのため住宅への入居支援や住宅の改修支援を始め、グループホーム、ケアホームの設置など、生活の基盤整備を促進します。

(2) 地域生活支援の充実

障がいのある人やその家族が安心して地域での生活が送れるよう、障がい者生活支援センターにおける相談支援や成年後見制度への利用支援を充実するとともに、地域での生活を支えるホームヘルプサービスやショートステイの充実、生活介護、児童デイサービスなど日中活動の場となる通所施設の利用促進を図ります。

また、ボランティア活動を推進するとともに、地域自立支援協議会を通して障がいのある人がいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

(3) 雇用・就労の促進

障がいのある人が安定した質の高い生活が送れるよう、一般企業、ハローワーク、学校、障害者就労・生活支援センターなどの相談支援事業者、就労支援事業者などと連携し、障がいのある人の雇用機会の確保拡大を図るとともに、就労への支援を充実します。

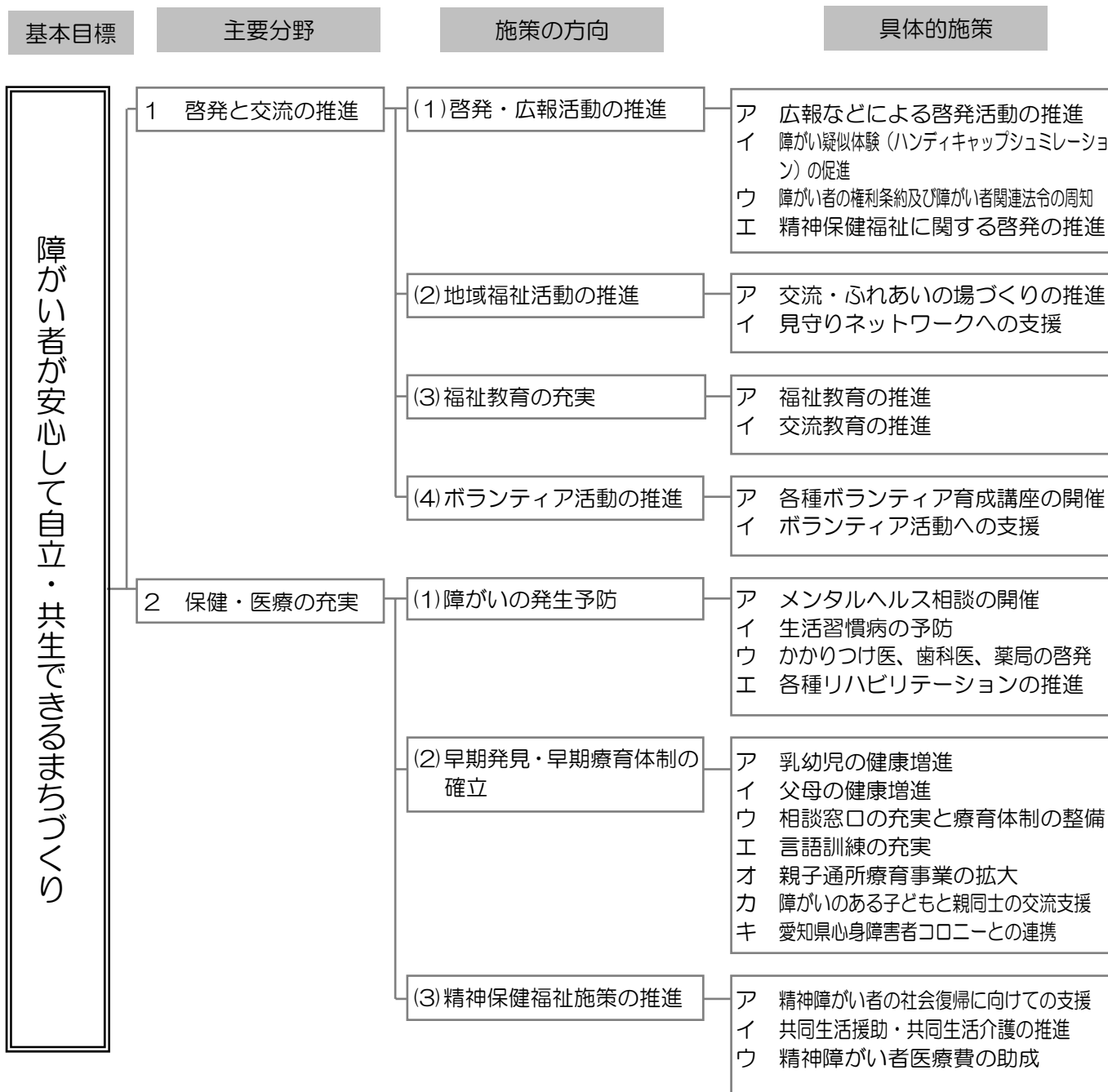
(4) 障がいのある人の自立支援

障がいのある子どもが社会に出て地域で暮らす力を身につけられるよう、母子保健及び療育・教育支援事業の充実を図ります。

身体、知的障がいのほか、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がいの早期発見を促進し、療育支援体制を充実します。また障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすため、特別支援教育を推進します。

5 施策の体系

障がいのある人への支援施策を推進するため、先に述べた4つの重点課題をふまえ、8分野において、その項目ごとにそれぞれの計画内容を示します。



基本目標	主要分野	施策の方向	具体的施策
障がい者が安心して自立・共生できるまちづくり	3 保育・教育の充実	(1)障がい児保育の充実	ア 障がい児の受け入れ促進 イ 障がい児保育の充実 ウ 障がい者生活支援センターの充実
		(2)特別支援教育の充実	ア 特別支援教育体制の充実 イ 特別支援教育支援員の配置に向けた取組 ウ 就学指導の実施 エ 特別支援教育連携協議会の設置に向けた研究 オ 小・中学校の建物などの整備 カ 放課後児童の健全育成
	4 雇用・就労の促進	(1)障がい者雇用の促進	ア 雇用促進の啓発活動の推進 イ 相談・指導・情報提供の推進 ウ 障がい者雇用促進企業からの物品などの調達制度の実施 エ 障害者就業・生活支援センターとの連携
		(2)福祉的就労の充実	ア 障がい福祉サービス事業所の整備支援 イ 授産品販売促進事業の推進
	5 福祉サービスの充実	(1)障がい福祉サービスの充実	ア 福祉サービスの利用促進 イ サービス提供基盤の拡充 ウ 障がい者ケアマネジメントの促進 エ ホームヘルプサービスの充実
		(2)地域生活支援事業の充実	ア 地域生活支援事業の実施 イ サービス提供基盤の拡充 ウ 虐待防止対策への取組
		(3)相談支援事業の充実	ア 地域自立支援協会による支援の充実 イ 相談員の養成・研修 ウ 障がい者生活支援センターの充実
		(4)自立した生活を支えるサービスの充実	ア 心身障がい者扶助料の支給 イ 特定疾患の患者など健康管理手当の支給 ウ 外国人重度障がい者福祉手当の支給 エ 寝具乾燥サービスの提供 オ 食の自立支援サービスの提供 カ 車いすの貸出 キ さわやか収集の実施 ク 身体障がい者補助犬制度の啓発 ケ タクシー料金・自動車燃料費の軽減 コ かすがいシティバス運賃・駅市営駐車場料金の軽減 サ 外出支援サービスの提供 シ 健康診断書料の助成 ス 各種制度の活用促進

基本目標	主要分野	施策の方向	具体的施策
障がい者が安心して自立・共生できるまちづくり	5 福祉サービスの充実	(5)サービスの質の向上	ア 支援サービス事業者の資質の向上
	6 生活環境の整備	(1)福祉のまちづくりの推進	ア 道路及び公園の整備 イ 民間施設改善助成 ウ 公共施設のバリアフリーの推進 エ 駅およびその周辺のバリアフリーの推進 オ バス交通の充実
		(2)住環境の整備	ア 障がいのある人に配慮した市営住宅の整備 イ 住宅改修助成
		(3)防災対策の充実	ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備 イ 災害時要援護者支援体制の確立 ウ 防災訓練の充実
	7 スポーツ・文化・レクリエーション活動の推進	(1)スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア 障がい者スポーツの奨励 イ スポーツ・レクリエーション活動の促進
		(2)文化活動などの推進	ア 文化活動の参加への支援 イ 生涯学習の推進 ウ 文化活動の推進 エ 図書館の障がい者サービスの充実 オ いきいきサロンの支援 カ 人材育成及び確保
	8 情報・コミュニケーション支援の推進	(1)情報・コミュニケーション支援の充実	ア 情報のバリアフリー化の推進 イ 福祉に関する情報提供の充実 ウ 手話通訳者・要約筆記者の設置、派遣